

様式第2号(第14条関係)

意見提出手続結果報告書

次の第2期佐伯市長期総合教育計画（後期）【素案】に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名称 第2期佐伯市長期総合教育計画（後期）【素案】
- 2 意見募集期間
令和4年12月23日(金曜日)から令和5年1月23日(月曜日)まで
- 3 意見提出件数 11件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方
別紙のとおり
- 5 意見に基づいて修正した内容等
別紙のとおり
- 6 問い合わせ先
教育委員会教育総務課総務企画係
電話 0972-22-4070
電子メール k-somu@city.saiki.lg.jp

提出された意見に対する考え方

| No | 頁 | 提出された意見の要旨 | 実施機関の考え方 | 修正 |
|----|----|--|---|----|
| 1 | 9 | 重点施策2「子どもの居場所づくりの推進」の目標指標の目標値が現状値より高くなる方が良いことなのか。 | 目標指標は、不登校の児童生徒が学校内外の機関等で相談・指導を受けている割合を示しています。個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を行う上で、関係機関との連携は重要であり、現状値を上げることが必要であると考えています。 | 有① |
| 2 | 10 | これからの基本方向と主な取組（1）食育の推進については、主に給食のことを記載しているが、他の食育への取組は記載しないのか。記載しないのであれば「給食の充実」などに変更してはどうか。 | これからの基本方向に新たに「（2）学校給食の充実を図ります。」を加え、これにより主な取組の「（1）食育の推進」の内容を変更し、「（2）学校給食の充実を追加」します。 | 有① |
| 3 | 13 | 主な取組（5）の③地区公民館図書館の充実とあるが図書購入費の予算は確保しているのか。 | 地区公民館図書館の充実の具体的な方策については、市立図書館、県立図書館との連携、市立図書館の活用により充実を図っていきます。 | 無 |
| 4 | 14 | 高齢化、人口減少が進み、各家庭に眠る文化財および貴重な写真など貴重な資料の喪失が一気に進むことが推測される。貴重な資料の保存にしっかり取り組むべきではないか。 | 地域に眠る古文書については、所在把握を行っています。さらに古家の解体、土蔵の整理等により、昔の貴重な資料が発見され、寄贈等について数多く問い合わせがあります。その都度相談、訪問し対応を行っています。 | 無 |
| 5 | 14 | 人工林の主伐期を迎え、それに乗じて、地域にある大木が伐採される事例があるため、次世代に残していくべき、地 | 地域に残る大木について、申し出があれば、調査、把握を行い、学術的価値を判断していきたいと考えています。 | 無 |

| | | | | |
|---|----|---|---|---|
| | | 域の財産といえる樹木は、しっかりと天然記念物として保存を進めていくべきではないか。 | | |
| 6 | 14 | 平和祈念館やわらぎと鶴見の丹賀砲台および鶴御崎の戦跡、蒲江の仙崎の砲台跡は、観光課と連携して、活用を進めてほしい。 また、丹賀砲台跡については、大分県指定の文化財を目指すことはできないか。 | 鶴見の丹賀砲台、蒲江の仙崎の砲台跡等については市の史跡として指定されており、観光課と連携し、協議したいと考えています。丹賀砲台跡の県指定についても今後大分県文化課と協議を行っていきます。 | 無 |
| 7 | 14 | 子どもたちが中学校を卒業するまでに、社会教育施設の全てを見学するようにしてほしい。 | 子どもたちが、地域の歴史文化を学び、体験することは重要であると考えており、学校教育課と協議を行います。 | 無 |
| 8 | 19 | 主な取組の（２）体育施設の効率的・効果的な活用の促進について、施設の予約状況と利用状況を一般の方にわかりやすく見える化することはできないか。 また、総合運動公園のホームページを現代的なものにリニューアルし、イメージアップできないか。 | 指定管理者が作成しています総合運動公園ホームページは、親しみやすいよう工夫されておりますが、施設の予約状況や利用状況は現時点で掲載できておりません。今後、ホームページで予約状況等が把握できるように指定管理者と協議・検討していきます。 | 無 |
| 9 | 20 | 小規模校の存続を図るための学校選択制度について積極的に取り組むことが、特色ある学校づくりに繋がっていくのではないか。 | 小規模校の存続も含めた学校の適正規模や適正配置の在り方について、「佐伯市立幼稚園及び小・中学校教育問題検討協議会」に諮問し、検討を行っていただきました。学校選択制度についても、その協議会の中で検討していただき、その答申を尊重し、教育委員会としての方針を出すこととしています。 | 無 |

| | | | | |
|----|----|--|--|---|
| 10 | 50 | 小中一貫、小中連携教育の推進について大規模校等でも推進するよう、全市的に取り組むべきではないか。 | 小中一貫、小中連携教育については、現在大規模校も含め全市的に取組を進めています。取組により小中間の接続をなめらかにし、系統性のある学力・体力向上の取組を進めているところですが課題も多くあります。今後も大規模校等での小中連携の取組を積極的に推進していきます。 | 無 |
| 11 | 59 | 利活用計画のない廃校施設の解体について一概に利用できない廃校施設として捉えるのではなく、市の各部局と協議検討し、有効利活用を推進し、地域住民の理解を得ていく必要があるのではないか。 | 廃校施設については、市内全部局で構成する公共施設等総合管理計画推進委員会を中心に、耐震基準が古い施設は、順次解体し、新耐震基準を満たし、かつ地区や団体の利用等の制約がなくなった施設から、学校用途以外の公共的、公益的な利活用を検討し、次に民間事業への譲渡又は貸付を進めています。 | 無 |

提出された意見に対する修正一覧

| 頁 | 修正内容 | 修正後 | 修正前 |
|---------------|---------------------------|---|---|
| 9 | 目標指標の指標名を修正 | <u>長期不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等による専門的な相談・指導を受けた児童生徒の割合</u> | 学校内外の機関等で相談・指導を受けている児童生徒の割合 |
| 10 ～ 11 | 現状と課題の6・7行目を修正 | <u>また、豊かな地元の農林水産物や有機食材の積極的な活用及び地域の郷土食を提供するなど学校給食を充実させていくことで地場産物の消費拡大に貢献する</u> | <u>また、学校給食に豊かな地元の農林水産物や有機食材を活用したり、地域の郷土食を提供することにより、地場産物の消費拡大に貢献する</u> |
| | これからの基本方向の(1)に字句追加、(2)を追加 | (1) <u>学校給食を活用した</u> 食育を推進します。 (2) <u>学校給食の充実を図ります。</u> | (1) 食育を推進します。 |
| | 主な取組の(1)に字句追加修正、(2)を追加 | (1) <u>学校給食を活用した</u> 食育の推進 (2) <u>栄養教諭等による食育の充実</u> <u>学校給食に積極的に佐伯産食材を活用することにより、教育と地場産業振興の両面から地産地消の推進を図ります。</u> <u>また、児童生徒の心身の健全な発達を図るため、安全安心な食材である有機食材の積極的な活用を推進し</u> | (1) 食育の推進 |

| | | | |
|--|----------------|---|--|
| | | <p>ます。</p> <p>①地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 日々の学校給食における佐伯産食材の積極的な活用 * 佐伯産特別栽培米を使用した米飯給食の提供 * 佐伯産食材を計画的、安定的に供給できる体制づくり <p>②有機食材の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> * 佐伯産有機栽培米の積極的な使用 * 学校給食の食材として活用可能な有機野菜の積極的な使用 | |
| | <p>目標指標の追加</p> | <p>指標名 栄養教諭等を活用した食育授業の実施時数</p> <p>現状値 107 時間（年度 R3（2021））</p> <p>目標値 150 時間</p> <p>○栄養教諭等を活用した食育授業の実施時数</p> <p>出典：管内幼稚園及び小中学校における栄養教諭等を活用した食育授業の実施時数</p> | |